

平成十年法律第四百号

動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条―第四条)
- 第二章 動産譲渡登記及び債権譲渡登記等(第五条―第十四条)
- 第三章 補則(第十五条―第二十二條)

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、法人がする動産及び債権の譲渡の對抗要件に関し民法(明治二十九年法律第八十九号)の特例等を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「登記事項」とは、この法律の規定により登記すべき事項をいう。

2 この法律において「延長登記」とは、次条第二項に規定する動産譲渡登記又は第四条第二項に規定する債権譲渡登記若しくは第十四条第一項に規定する質権設定登記の存続期間を延長する登記をいう。

3 この法律において「抹消登記」とは、次条第二項に規定する動産譲渡登記又は第四条第二項に規定する債権譲渡登記若しくは第十四条第一項に規定する質権設定登記を抹消する登記をいう。

(動産の譲渡の對抗要件の特例等)

第三条 法人が動産(当該動産につき倉荷証券、船荷証券又は複合運送証券が作成されているものを除く。以下同じ。)を譲渡した場合において、当該動産の譲渡につき動産譲渡登記ファイルに譲渡の登記がされたときは、当該動産について、民法第七十八條の引渡しがあつたものとみなす。

2 代理人によつて占有されている動産の譲渡につき前項に規定する登記(以下「動産譲渡登記」という。)がされ、その譲受人として登記されている者が当該代理人に対して当該動産の引渡しを請求した場合において、当該代理人が本人に対して当該請求につき異議があれば相当の期間内にこれを述べるべき旨を遅滞なく催告し、本人がその期間内に異議を述べなかつたときは、当該代理人は、その譲受人として登記されている者に当該動産を引き渡し、それによつて本人に損害が生じたときであっても、その賠償の責任を負わない。

3 前二項の規定は、当該動産の譲渡に係る第十条第一項第二号に掲げる事由に基づいてされた動産譲渡登記の抹消登記について準用する。この場合において、前項中「譲受人」とあるのは、「譲渡人」と読み替へるものとする。

(債権の譲渡の對抗要件の特例等)

第四条 法人が債権(金銭の支払を目的とするものであつて、民法第三編第一章第四節の規定により譲渡されるものに限る。以下同じ。)を譲渡した場合において、当該債権の譲渡につき債権譲渡登記ファイルに譲渡の登記がされたときは、当該債権の債務者以外の第三者については、同法第四百六十七條の規定による確定日付のある証書による通知があつたものとみなす。この場合においては、当該登記の日付をもつて確定日付とする。

2 前項に規定する登記(以下「債権譲渡登記」という。)がされた場合において、当該債権の譲渡及びその譲渡につき債権譲渡登記がされたことについて、譲渡人若しくは譲受人が当該債権の債務者に第十一条第二項に規定する登記事項証明書を交付して通知をし、又は当該債務者が承諾をしたときは、当該債務者についても前項と同様とする。

3 債権譲渡登記がされた場合においては、民法第四百六十六條の六第三項、第四百六十八條第一項並びに第四百六十九條第一項及び第二項の規定は、前項に規定する場合に限り適用する。この場合において、同法第四百六十六條の六第三項中「譲渡人が次条」とあるのは「譲渡人若しくは譲受人が動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成十年法律第四百号)第四條第二項」と、「同条」とあるのは「同項」とする。

4 第一項及び第二項の規定は当該債権の譲渡に係る第十条第一項第二号に掲げる事由に基づいてされた債権譲渡登記の抹消登記について、民法第四百六十八條第一項並びに第四百六十九條第一項及び第二項の規定はこの項において準用する。この場合において、同法第四百六十八條第一項中「對抗要件具備時」とあるのは「動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律第四條第四項において準用する同条第二項に規定する通知又は承諾がされた時(以下「對抗要件具備時」という。))と、同項並びに同法第四百六十九條第一項及び

第二項中「譲渡人」とあるのは「譲受人」と、「譲受人」とあるのは「譲渡人」と読み替へるものとする。

第二章 動産譲渡登記及び債権譲渡登記等(登記所)

第五条 動産譲渡登記及び債権譲渡登記に関する事務のうち、第七條から第十一条まで及び第十二條第二項に規定する事務は、法務大臣の指定する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所(以下「指定法務局等」という。))が、登記所としてつかさどる。

2 動産譲渡登記及び債権譲渡登記に関する事務のうち、第十二條第一項及び第三項並びに第十三條第一項に規定する事務は、譲渡人の本店又は主たる事務所(本店又は主たる事務所が外国にあるときは、日本における営業所(外国会社の登記をした外国会社であつて日本に営業所を設けていないものにあつては、日本における代表者の住所。第七條第二項第三号において同じ。))又は事務所、その所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所(以下「本店等所在地法務局等」という。))が、登記所としてつかさどる。

3 第一項の指定は、告示してしなければならない。

(登記官)

第六条 登記所における動産譲渡登記及び債権譲渡登記に関する事務のうち、次の各号に掲げる事務は、それぞれ当該各号に定める法務事務官であつて法務局又は地方法務局長が指定した者が、登記官として取り扱う。

- 一 次条から第十一条まで及び第十二條第二項に規定する事務 指定法務局等に勤務する法務事務官
- 二 第十二條第一項及び第三項並びに第十三條第一項に規定する事務 本店等所在地法務局等に勤務する法務事務官

第七条 指定法務局等に、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。次条第一項及び第十二條第一項において同じ。))をもつて調製する動産譲渡登記ファイルを用意する。

2 動産譲渡登記は、譲渡人及び譲受人の申請により、動産譲渡登記ファイルに、次に掲げる事項を記録することによつて行う。

事務所

二 譲受人の氏名及び住所(法人にあつては、商号又は名称及び本店又は主たる事務所)

三 譲渡人又は譲受人の本店又は主たる事務所が外国にあるときは、日本における営業所又は事務所

四 動産譲渡登記の登記原因及びその日付

五 譲渡に係る動産を特定するために必要な事項で法務省令で定めるもの

六 動産譲渡登記の存続期間

七 登記番号

八 登記の年月日

3 前項第六号の存続期間は、十年を超えることができな。ただし、十年を超えて存続期間を定めるべき特別の事由がある場合は、この限りでない。

4 動産譲渡登記(以下この項において「旧登記」という。)がされた譲渡に係る動産につき譲受人が更に譲渡をし、旧登記の存続期間の満了前に動産譲渡登記(以下この項において「新登記」という。)がされた場合において、新登記の存続期間が満了する日が旧登記の存続期間が満了する日の後に到来するときは、当該動産については、旧登記の存続期間は、新登記の存続期間が満了する日まで延長されたものとみなす。

5 動産譲渡登記がされた譲渡に係る動産につき譲受人が更に譲渡をし、当該動産譲渡登記の存続期間の満了前に民法第七十八條の引渡しが行われた場合(第三條第一項の規定により同法第七十八條の引渡しがあつたものとみなされる場合を除く。))には、当該動産については、当該動産譲渡登記の存続期間は、無期限とみなす。

(債権譲渡登記)

第八条 指定法務局等に、磁気ディスクをもつて調製する債権譲渡登記ファイルを用意する。

2 債権譲渡登記は、譲渡人及び譲受人の申請により、債権譲渡登記ファイルに、次に掲げる事項を記録することによつて行う。

- 一 前条第二項第一号から第三号まで、第七号及び第八号に掲げる事項
- 二 債権譲渡登記の登記原因及びその日付
- 三 譲渡に係る債権(既に発生した債権のみを譲渡する場合に限る。第十条第三項第三号において同じ。))の総額
- 四 譲渡に係る債権を特定するために必要な事項で法務省令で定めるもの

総則

九 譲渡人又は譲受人の本店又は主たる事務所が外国にあるときは、日本における営業所又は事務所

十 譲渡に係る動産を特定するために必要な事項で法務省令で定めるもの

十一 譲渡に係る債権(既に発生した債権のみを譲渡する場合に限る。第十条第三項第三号において同じ。))の総額

十二 譲渡に係る債権を特定するために必要な事項で法務省令で定めるもの

十三 譲渡に係る債権を特定するために必要な事項で法務省令で定めるもの

十四 譲渡に係る債権を特定するために必要な事項で法務省令で定めるもの

十五 譲渡に係る債権を特定するために必要な事項で法務省令で定めるもの

十六 譲渡に係る債権を特定するために必要な事項で法務省令で定めるもの

十七 譲渡に係る債権を特定するために必要な事項で法務省令で定めるもの

十八 譲渡に係る債権を特定するために必要な事項で法務省令で定めるもの

5 債権譲渡登記の存続期間
 3 前項第五号の存続期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間を超えることができない。ただし、当該期間を超えて存続期間を定めるべき特別の事由がある場合は、この限りでない。
 一 譲渡に係る債権の債務者のすべてが特定している場合 五十年

4 債権譲渡登記（以下この項において「旧登記」という。）がされた譲渡に係る債権につき譲受人が更に譲渡をし、旧登記の存続期間の満了前に債権譲渡登記（以下この項において「新登記」という。）がされた場合において、新登記の存続期間が満了する日が旧登記の存続期間が満了する日の後に到来するときは、当該債権については、旧登記の存続期間は、新登記の存続期間が満了する日まで延長されたものとみなす。

5 債権譲渡登記がされた譲渡に係る債権につき譲受人が更に譲渡をし、当該債権譲渡登記の存続期間の満了前に民法第四百六十七条の規定による通知又は承諾がされた場合（第四条第一項の規定により同法第四百六十七条の規定による通知があったものとみなされる場合を除く。）には、当該債権については、当該債権譲渡登記の存続期間は、無期限とみなす。

第九條 譲渡人及び譲受人は、動産譲渡登記又は債権譲渡登記に係る延長登記を申請することができる。ただし、当該動産譲渡登記又は債権譲渡登記の存続期間の延長により第七条第三項又は前条第三項の規定に反することとなるときは、この限りでない。

2 前項の規定による延長登記は、当該動産譲渡登記に係る動産譲渡登記ファイル又は当該債権譲渡登記に係る債権譲渡登記ファイルの記録に、次に掲げる事項を記録することによって行う。
 一 当該動産譲渡登記又は債権譲渡登記の存続期間を延長する旨
 二 延長後の存続期間
 三 登記番号
 四 登記の年月日
 （抹消登記）

第十條 譲渡人及び譲受人は、次に掲げる事由があるときは、動産譲渡登記又は債権譲渡登記に係る抹消登記を申請することができる。

一 動産の譲渡又は債権の譲渡が効力を生じないこと。
 二 動産の譲渡又は債権の譲渡が取消し、解除その他の原因により効力を失ったこと。
 三 譲渡に係る動産又は譲渡に係る債権が消滅したこと。

2 前項の規定による抹消登記は、当該動産譲渡登記に係る動産譲渡登記ファイル又は当該債権譲渡登記に係る債権譲渡登記ファイルの記録に、次に掲げる事項を記録することによって行う。
 一 当該動産譲渡登記又は債権譲渡登記を抹消する旨
 二 抹消登記の登記原因及びその日付
 三 登記番号
 四 登記の年月日

3 譲渡に係る動産又は債権が複数記録されている動産譲渡登記又は債権譲渡登記について、その一部の動産又は債権に係る部分につき抹消登記をするときは、前項第二号から第四号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項をも記録しなければならない。
 一 当該動産譲渡登記又は債権譲渡登記の一部を抹消する旨
 二 抹消登記に係る動産又は債権を特定するためのに必要な事項で法務省令で定めるもの
 三 抹消後の譲渡に係る債権の総額
 （登記事項概要証明書等の交付）

第十一條 何人も、指定法務局等の登記官に対し、動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルに記録されている登記事項の概要（動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルに記録されている事項のうち、第七条第二項第五号、第八条第二項第四号及び前条第三項第二号に掲げる事項を除いたものをいう。次条第二項及び第三項において同じ。）を証明した書面（第二十一条第一項において「登記事項概要証明書」という。）の交付を請求することができる。

2 次に掲げる者は、指定法務局等の登記官に対し、動産の譲渡又は債権の譲渡について、動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルに記録されている事項を証明した書面（第二十一条第一項において「登記事項証明書」という。）の交付を請求することができる。

一 譲渡に係る動産又は譲渡に係る債権の譲渡人又は譲受人

二 譲渡に係る動産を差し押さえた債権者その他の当該動産の譲渡につき利害関係を有する者として政令で定めるもの
 三 譲渡に係る債権の債務者その他の当該債権の譲渡につき利害関係を有する者として政令で定めるもの
 四 譲渡に係る動産又は譲渡に係る債権の譲渡人の使用人
 （登記事項概要ファイルへの記録等）

第十二條 本店等所在地法務局等に、磁気ディスクをもって調製する動産譲渡登記事項概要ファイル及び債権譲渡登記事項概要ファイルを備える。

2 動産譲渡登記若しくは債権譲渡登記又は抹消登記をした登記官は、本店等所在地法務局等に對し、当該登記をした旨その他当該登記に係る登記事項の概要のうち法務省令で定めるものを通知しなければならない。
 3 前項の規定による通知を受けた本店等所在地法務局等の登記官は、遅滞なく、通知を受けた登記事項の概要のうち法務省令で定めるものを譲渡人の動産譲渡登記事項概要ファイル又は債権譲渡登記事項概要ファイル（次条第一項及び第十八条において「登記事項概要ファイル」と総称する。）に記録しなければならない。（概要記録事項証明書の交付）

第十三條 何人も、本店等所在地法務局等の登記官に対し、登記事項概要ファイルに記録されている事項を証明した書面（第二十一条第一項において「概要記録事項証明書」という。）の交付を請求することができる。
 2 前項の交付の請求は、法務省令で定める場合を除き、本店等所在地法務局等以外の法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれら出張所の登記官に対してもすることができる。

第十四條 第四条（第三項を除く。）及び第八条の規定並びに第五条、第六条及び第九条から前条までの規定中債権の譲渡に係る部分は法人が債権を目的として質権を設定した場合において当該質権の設定につき債権譲渡登記ファイルに記録された質権の設定の登記（以下「質権設定登記」という。）について、民法第四百六十八条第一項の規定はこの項において準用する。第四条の見出し並

びに同条第一項、第二項及び第四項並びに第十条第一項及び第二号中「債権の譲渡」とあるのは「質権の設定」と、第四条第一項中「譲渡の登記」とあるのは「質権の設定の登記」と、同項及び同条第二項の規定中「債権の債務者」とあるのは「質権の目的とされた債権の債務者」と、同条第一項及び第八條第五項中「同法第四百六十七條」とあるのは「同法第三百六十四條の規定によりその規定に従うこととされる同法第四百六十七條」と、第四条第二項及び第四項、第五條第一項及び第二項、第六條、第八條の見出し並びに同条第四項及び第五項、第九條第一項、第十條第一項及び第三項並びに第十二條第二項中「債権譲渡登記」とあるのは「質権設定登記」と、第四条第二項中「その譲渡」とあるのは「その質権の設定」と、同項及び同条第四項、第五條第二項、第八條第二項、第九條第一項、第十條第一項、第十一條第二項第一号及び第四号並びに第十二條第三項並びに民法第四百六十八條第一項中「譲渡人」とあるのは「質権譲渡人」とあるのは「質権設定者」と、第四条第二項及び第四項、第八條第二項、第九條第一項、第十條第一項、第十一條第二項第一号並びに民法第四百六十八條第一項中「譲受人」とあるのは「質権者」と、第四條第四項中「民法第四百六十八條第一項並びに第四百六十九條第一項及び第二項」とあるのは「民法第四百六十八條第一項」と、第五條第一項中「第七條から第十一條まで及び第十二條第二項」とあり、第六條第一号中「次条から第十一條まで及び第十二條第二項」とあるのは「第十四條において準用する第八條から第十一條まで及び第十二條第二項」と、第五條第二項及び第六條第二号中「第十二條第一項及び第三項並びに第十三條第一項」とあるのは「第十四條第一項において準用する第十二條第一項及び第三項並びに第十三條第一項の規定」と、第八條第二項中「債権譲渡登記」とあるのは「質権設定登記」と、同項第二号及び第五号並びに第九條第二項第一号中「債権譲渡登記」とあるのは「質権設定登記」と、第八條第二項第二号中「登記原因及びその日付」とあるのは「登記原因及びその日付並びに被担保債権の額又は価格」と、同項第三号及び第四号、同条第三項第一号、第四項及び第五項、第十條第一項、第三号及び第三項並びに第十一條第二項第一項、第三号及び第四号中「譲渡に係る債権」とあるのは

「質権の目的とされた債権」と、第八条第二項第三号中「譲渡する」とあるのは、「目的として質権を設定する」と、同条第四項及び第五項中「譲渡を」とあるのは、「質権を設定し」と、同項中「民法第四百六十七条」とあるのは、「民法第三百六十四条の規定によりその規定に従うこととされる同法第四百六十七条」と、第九条第二項及び第十条第二項中「債権譲渡登記」とあるのは、「質権設定登記」と、同項第一号中「債権譲渡登記」とあるのは、「質権設定登記」と、第十一条第二項中「債権の譲渡」とあるのは、「質権の設定」と、民法第四百六十八條第一項中「対抗要件具備時」とあるのは「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第十四条第一項において準用する同法第四条第二項に規定する通知又は承諾がされた時」と読み替えるものとする。

2 第八条第四項の規定は債権譲渡登記がされた譲渡に係る債権を目的として譲受人が質権を設定し当該債権譲渡登記の存続期間の満了前に質権設定登記がされた場合における当該債権譲渡登記の存続期間について、同条第五項の規定は債権譲渡登記がされた譲渡に係る債権を目的として譲受人が質権を設定し当該債権譲渡登記の存続期間の満了前に民法第三百六十四条の規定によりその規定に従うこととされる同法第四百六十七條の規定による通知又は承諾がされた場合（前項において準用する同法第四百六十七條の規定による通知があつたものとみなされる場合を除く。）における当該債権譲渡登記の存続期間について、それぞれ準用する。

第三章 補則

（破産法等の適用除外）

第十五条 動産譲渡登記がされている譲渡に係る動産並びに債権譲渡登記がされている譲渡に係る債権及び質権設定登記がされている質権については、破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百五十八條第一項第二号及び同条第二項において準用する同号（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）並びに外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二十九号）第十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

2 前項に規定する質権によって担保される債権については、民事執行法（昭和五十四年法律第

四号）第六十四條第一項の規定は、適用しない。

（行政手続法の適用除外）

第十六条 登記官の処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。

（行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外）

第十七条 動産譲渡登記ファイル及び債権譲渡登記ファイル並びに動産譲渡登記事項概要ファイル及び債権譲渡登記事項概要ファイルについては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

（個人情報保護の適用除外）

第十八条 動産譲渡登記ファイル若しくは債権譲渡登記ファイル又は登記事項概要ファイルに記載されている保有個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十條第一項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第五章第四節の規定は、適用しない。

（審査請求）

第十九条 登記官の処分不服がある者又は登記官の不作為に係る処分を申請した者は、当該登記官を監督する法務局又は地方方法務局長に審査請求をすることができ、

2 審査請求は、登記官を経由してしなければならない。

3 登記官は、処分についての審査請求を理由があると認め、又は審査請求に係る不作為に係る処分をすべきものと認めるときは、相当の処分をしなければならない。

4 登記官は、前項に規定する場合を除き、審査請求の日から三日以内に、意見を付して事件を第一項の法務局又は地方方法務局長に送付しなければならない。この場合において、当該法務局又は地方方法務局長の長は、当該意見を行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十一条第二項に規定する審理員に送付するものとする。

5 第一項の法務局又は地方方法務局長の長は、処分についての審査請求を理由があると認め、又は審査請求に係る不作為に係る処分をすべきものと認めるときは、登記官に相当の処分を命じ、その旨を審査請求人のほか登記上の利害関係人に通知しなければならない。

6 第一項の法務局又は地方方法務局長の長は、審査請求に係る不作為に係る処分についての申請を却下すべきものと認めるときは、登記官に当該申請を却下する処分を命じなければならない。

7 第一項の審査請求に関する行政不服審査法の規定の適用については、同法第二十九條第五項中「処分庁等」とあるのは、「審査庁」と、「弁明書の提出」とあるのは、「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第四号）第十九條第四項に規定する意見の送付」と、同法第三十條第一項中「弁明書」とあるのは、「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第十九條第四項の意見」とする。

（行政不服審査法の適用除外）

第二十条 行政不服審査法第十三條、第十五條第六項、第十八條、第二十一條、第二十五條第二項から第七項まで、第二十九條第一項から第四項まで、第三十一條、第三十七條、第四十五條第三項、第四十六條、第四十七條、第四十九條第三項（審査請求に係る不作為が違法又は不当である旨の宣言に係る部分を除く。）から第五項まで及び第五十二條の規定は、前条第一項の審査請求については、適用しない。

（手数料の納付）

第二十一条 登記事項概要証明書、登記事項証明書又は概要記録事項証明書の交付を請求する者は、物価の状況及び登記事項証明書の交付等に要する実費その他一切の事情を考慮して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 前項の手数料の納付は、収入印紙をもってしなければならない。

（政令への委任）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、この法律に定める登記に関し必要な事項は、政令で定める。

附則 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）

附則（平成二十一年五月二四日法律第四三号）抄

第一条 この法律は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下「情報公開法」という。）の施行の日

から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第十条及び附則第三条の規定 債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第四号）又はこの法律の施行の日のうちいずれか遅い日

附則（平成二十一年二月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五條（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第九百九十五條、第九百九十六條、第九百九十七條、第九百九十八條、第九百九十九條、第一千三百二十六條第二項及び第一千三百四十四條の規定 公布の日

附則（平成二十一年二月二二日法律第二二五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十二年一月二九日法律第一二九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十四年五月二九日法律第四五号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十四年二月一三日法律第一五二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 略

三 第十一条（地方税法第五十一条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定及び同法第六十三条の改正規定に限る。）、第十九条（不動産登記法第二十一条第四項及び同法第五十一条ノ三第七項にただし書を加える改正規定に限る。）、第二十一条（商業登記法第十三条第二項及び同法第十三条の五第二項にただし書を加える改正規定に限る。）、第二十二條から第二十四條まで、第三十七條（関税法第九条の四の改正規定に限る。）、第三十八條、第四十四條（国税通則法第三十四条第一項の改正規定に限る。）、第四十五條、第四十八條（自動車重量税法第十条の次に一条を加える改正規定に限る。）、第五十二條、第六十九條及び第七十條の規定 この法律の公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

（その他の経過措置の政令への委任）
第五條 前三條に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。
附則（平成一四年一月二三日法律第一五五號）抄

（施行期日）
第一條 この法律は、会社更生法（平成十四年法律第五十四號）の施行の日から施行する。
附則（平成一五年五月三〇日法律第六一號）抄

（施行期日）
第一條 この法律は、行政機関の保有する個人情報保護に關する法律の施行の日から施行する。
附則（平成一六年六月二日法律第七六號）抄

（その他の経過措置の政令への委任）
第四條 前二條に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。
附則（平成一六年六月二日法律第七六號）抄

（施行期日）
第一條 この法律は、破産法（平成十六年法律第七十五號）、次條第八項並びに附則第三條第八項、第五條第八項、第十六項及び第二十一項、第八條第三項並びに第十三條において「新破産法」という。）の施行の日から施行する。
附則（平成一六年六月九日法律第八四號）抄

（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附則（平成一六年六月一八日法律第一二四號）抄

（施行期日）
第一條 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。
附則（平成一六年二月一日法律第一四八號）抄

（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附則（平成一六年六月二日法律第七六號）抄

（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附則（平成一六年六月二日法律第七六號）抄

（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附則（平成一六年六月二日法律第七六號）抄

（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附則（平成一六年六月二日法律第七六號）抄

（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附則（平成一六年六月二日法律第七六號）抄

までの間は、新法第十二條の見出し並びに新法第十三條第一項及び第十八條中「登記事項概要ファイル」とあるのは「登記事項概要簿」と、新法第十二條の見出し中「記録」とあるのは「記載」と、同條第一項中「磁気ディスクをもつて調製する不動産登記事項概要ファイル」とあるのは「不動産登記事項概要簿」と、同項及び同條第三項並びに新法第十七條中「債権譲渡登記事項概要ファイル」とあるのは「債権譲渡登記事項概要簿」と、新法第十二條第三項及び第十七條中「不動産譲渡登記事項概要ファイル」とあるのは「不動産譲渡登記事項概要簿」と、新法第十二條第三項中「登記事項概要ファイル」とあるのは「記載された」と、新法第十三條第一項中「記録されている」と、新法第十八條中「記録されている」とあるのは「記録された」と、新法第十二條第一項及び第三項並びに第十三條第一項に規定する事務についての前項の規定による指定は、告示しなくてはならない。
附則（平成一七年三月三一日法律第二一號）抄

（施行期日）
第一條 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 五略
 六 次に掲げる規定 平成十八年四月一日

（施行期日）
第一條 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 五略
 六 次に掲げる規定 平成十八年四月一日

（施行期日）
第一條 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 五略
 六 次に掲げる規定 平成十八年四月一日

（施行期日）
第一條 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 五略
 六 次に掲げる規定 平成十八年四月一日

（施行期日）
第一條 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 五略
 六 次に掲げる規定 平成十八年四月一日

（施行期日）
第一條 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 五略
 六 次に掲げる規定 平成十八年四月一日

イ 第四條中登録免許税法別表第一第八号の次に次のように加える改正規定（同表第八号の二（一）に掲げる登記に係る部分並びに同号（三）及び（四）に掲げる登記に係る部分のうち同号（一）に掲げる登記に係る部分を除く。）並びに附則第八十一條の規定及び附則第八十八條中債権譲渡の對抗要件に關する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第四十八號）附則第二條第三項の改正規定（その他の経過措置の政令への委任）
第八十九條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。
附則（平成一七年七月二六日法律第八七號）抄

（施行期日）
第一條 この法律は、平成十九年四月一日から施行し、平成十九年度の予算から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行し、第二條第一項第四号、第六号及び第十七号、第二章第四節、第十六節及び第十七節並びに附則第四十九條から第六十五條までの規定は、平成二十年の予算から適用する。
 一 二略
 三 附則第二百六十條、第二百六十二條、第二百六十四條、第二百六十五條、第二百七〇條、第二百九十六條、第三百一十一條、第三百三十五條、第三百四十條、第三百七十二條及び第三百八十二條の規定 平成二十三年四月一日

（登記印紙の廃止に伴う経過措置）
第三百八十二條 附則第二百六十條の規定による改正後の民法施行法第八條第二項、附則第二百六十二條の規定による改正後の抵当証券法第三條第五項（同法第二十二條において準用する場合を含む。）、附則第二百九十六條の規定による改正後の商業登記法第十三條第二項本文（同法第四十九條第七項（同法第九十五條、第一百一十條及び第一百八條において準用する場合を含む。）、及び他の法令において準用する場合を含む。）、附則第三百一十一條の規定による改正後の

（登記印紙の廃止に伴う経過措置）
第三百八十二條 附則第二百六十條の規定による改正後の民法施行法第八條第二項、附則第二百六十二條の規定による改正後の抵当証券法第三條第五項（同法第二十二條において準用する場合を含む。）、附則第二百九十六條の規定による改正後の商業登記法第十三條第二項本文（同法第四十九條第七項（同法第九十五條、第一百一十條及び第一百八條において準用する場合を含む。）、及び他の法令において準用する場合を含む。）、附則第三百一十一條の規定による改正後の

（登記印紙の廃止に伴う経過措置）
第三百八十二條 附則第二百六十條の規定による改正後の民法施行法第八條第二項、附則第二百六十二條の規定による改正後の抵当証券法第三條第五項（同法第二十二條において準用する場合を含む。）、附則第二百九十六條の規定による改正後の商業登記法第十三條第二項本文（同法第四十九條第七項（同法第九十五條、第一百一十條及び第一百八條において準用する場合を含む。）、及び他の法令において準用する場合を含む。）、附則第三百一十一條の規定による改正後の

（登記印紙の廃止に伴う経過措置）
第三百八十二條 附則第二百六十條の規定による改正後の民法施行法第八條第二項、附則第二百六十二條の規定による改正後の抵当証券法第三條第五項（同法第二十二條において準用する場合を含む。）、附則第二百九十六條の規定による改正後の商業登記法第十三條第二項本文（同法第四十九條第七項（同法第九十五條、第一百一十條及び第一百八條において準用する場合を含む。）、及び他の法令において準用する場合を含む。）、附則第三百一十一條の規定による改正後の

（登記印紙の廃止に伴う経過措置）
第三百八十二條 附則第二百六十條の規定による改正後の民法施行法第八條第二項、附則第二百六十二條の規定による改正後の抵当証券法第三條第五項（同法第二十二條において準用する場合を含む。）、附則第二百九十六條の規定による改正後の商業登記法第十三條第二項本文（同法第四十九條第七項（同法第九十五條、第一百一十條及び第一百八條において準用する場合を含む。）、及び他の法令において準用する場合を含む。）、附則第三百一十一條の規定による改正後の

